入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和　３年　２月１６日

分任契約担当官九州地方整備局
大分河川国道事務所長　樋口　尚弘

１．競争入札に付する事項

（１）入札の件名　令和２年度鉄くず（ヘビーＨ２）外売払
（２）売払物品の保管場所　大分市大字下原地先
(詳細は入札説明書による)
（３）売払物品の数量　入札説明書による
（４）売払代金納入期限　分任歳入徴収官九州地方整備局大分河川国道事務所長の発行する納入告知書に定める期限
（５）引渡場所　売払物品の保管場所と同じ
（６）引渡期日　代金納入の翌日から令和　３年　５月１３日まで
（７）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２．競争参加資格

（１）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（２）令和０１・０２・０３年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」のうち「その他」のＣ又はＤ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、手続き開始の申立てがなされている者においては、以下の①及び②の要件を満たす場合、参加資格を有するものとする。

①　手続き開始の決定を受けていること。
②　手続き開始の決定後、以下のア）～ウ）を競争参加資格申請場所のいずれか１箇所に提出していること。

ア）更正手続き開始決定書又は再生手続き開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
イ）許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合には、それを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
ウ）上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

（４）競争参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年３月３１日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
（５）証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
（６）入札説明書の交付を直接受けた者であること。
（７）現場説明に参加した者であること。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３．入札書の提出場所等

（１）契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒870-0820 大分市西大道一丁目１番７１号
九州地方整備局　大分河川国道事務所　経理課　専門職
電　話　０９７－５４６－１３１９（内線２２０）
ＦＡＸ　０９７－５４６－４１４９

（２）入札説明書の交付場所及び交付方法

上記３．（１）の場所において交付する。
郵送による交付を希望する場合は、上記３．（１）に問合わせること。
郵送料を別に必要とする。

（３）現場説明の日時及び場所

現場説明の日時
①令和　３年　２月２４日（水）１０時００分～１６時００分
②令和　３年　２月２５日（木）１０時００分～１６時００分
③令和　３年　２月２６日（金）１０時００分～１６時００分
※時間は別途調整する。
※①、②及び③のいずれかに参加すること。
現場説明の場所　売払物品の保管場所（詳細は入札説明書による）
※現場説明に参加する者は、事前に３．（１）に連絡すること。

（４）証明書等の提出期限及び提出場所

令和　３年　３月　４日　１７時００分
３．（１）のとおり。
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

（５）入札書の提出期限及び提出場所

令和　３年　３月２４日　１７時００分
３．（１）のとおり。
郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。（書留郵便に限る）

（６）開札の日時及び場所

令和　３年　３月２５日　１０時００分
大分市西大道一丁目１番７１号
九州地方整備局　大分河川国道事務所　入札室

４．その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札保証金及び契約保証金　　免除

（３）入札者の要求される事項

この競争に参加を希望する者は、売払物品の現場説明を受け、契約担当官の交付する入札説明書に基づく申請書等を作成し、令和　３年　３月　４日１７時までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官から必要な証明書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

（４）落札対象

契約担当官において資格審査を行い、契約可能と判断した競争参加資格審査申請書に係る入札書のみを落札対象とする。

（５）入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

（６）契約書の作成の要否　　要

（７）落札者の決定方法

予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第９９条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

（８）手続きにおける交渉の有無　　無

（９）質問事項があれば文書にて照会を行う。

(10) 詳細は入札説明書による。